

大規模イベント等におけるCLT活用推進事業実施要領

CLTの利用拡大を図るため、広く国民の関心・注目を集めることが想定される大規模イベント等におけるCLT活用を通じたCLTの魅力のPR等を目指し、内閣官房、林野庁、国土交通省及び環境省（以下「関係省庁」という。）並びに第一条に基づき選定されたCLT活用推進パートナー（以下「推進パートナー」という。）は、本実施要領に基づき「大規模イベント等におけるCLT活用推進事業」（以下「本事業」という。）を実施する。

（推進パートナーの選定）

第一条 関係省庁は、本事業の推進パートナーを募集し、別途定める募集要項に規定する要件を満たす応募者の中から、共同で設置する「大規模イベント等におけるCLT活用推進事業CLT活用推進パートナー選定審査委員会」における審査を経て推進パートナーを選定する。

（推進パートナーへの通知）

第二条 関係省庁は、応募者の中から推進パートナーを選定した際には、その旨を応募者に通知する。

（推進パートナーの地位の喪失）

第三条 関係省庁は、第一条により推進パートナーとして選定した者が、推進パートナーとしての要件を満たさなくなった等の理由により、推進パートナーを継続することが不相当と判断した場合は、その旨を通知し、通知を受けた推進パートナーは推進パートナーとしての地位を失う。

（施設管理者への申し入れ）

第四条 関係省庁及び推進パートナーは、大規模イベント等における施設管理者（以下、「施設管理者」という。）に対して、本事業によるCLTパネルの無償貸与等が可能である旨申し入れる。

（CLTパネルの貸与等）

第五条 推進パートナーは、あらかじめ施設管理者と調整・合意した条件に基づき、CLTパネルを確保し、加工されたCLTパネルを広く国民の関心・注目を集めることが想定される大規模イベント会場等に搬入して引き渡す。

2 前項による引渡しを以て貸与が成立し、貸与に係る対価は無償とする。

(CLTパネルの返還等)

第六条 推進パートナーは、あらかじめ施設管理者と調整・合意した条件に基づき、解体されたCLTパネルの返還を受け、広く国民の関心・注目を集めることが想定される大規模イベント会場等から搬出する。

(CLTパネルの再利用)

第七条 推進パートナーは、CLTの魅力のPR、地球温暖化対策の推進等の観点から、推進パートナーが定めるCLTの再利用計画に基づき、返還されたCLTパネルを再利用する。その際、可能な限り建築資材としての活用を図る。

(林野庁、国土交通省及び環境省による支援)

第八条 林野庁、国土交通省及び環境省は、推進パートナーが行う第五条から第七条までの取組の実施に際して、別添に掲げる事業も踏まえつつ、各年度の予算の範囲内で必要な支援を行うよう努める。

(関係省庁によるサポート)

第九条 関係省庁は、推進パートナーが第五条から第七条までの取組を進めるにあたって、技術的助言その他の必要なサポートを行う。

(その他)

第十条 関係省庁及び推進パートナーは、不測の事態により、第五条に規定する貸与が困難になった場合には、広く国民の関心・注目を集めることが想定される大規模イベント等における施設等の整備に及ぼす影響を最小限のものとするため、協力して必要な措置を講じる。

第十一条 その他不測の事態が発生した場合には、関係省庁及び推進パートナーは、施設管理者の意向等も踏まえつつ、本事業の進め方について協議するものとする。

令和3年度予算案の中で推進パートナーの取組が補助対象となり得る事業の例
(第八条関係)

支援の対象	制度名称	支援先	補助率等	主管省庁	窓口・問合せ先
先駆性・普及性のある CLT 活用	CLT を活用した建築物等実証事業	地方公共団体、民間等	設計・建築費への助成：3/10 以内 (特に普及性や先駆性が高いもの：1/2 以内)	農林水産省 林野庁	木材産業課木材製品技術室 03-6744-2294
先導的な木造建築の普及	環境・ストック活用推進事業 (普及・広報事業)	地方公共団体、民間等	普及・広報に必要な費用以内	国土交通省 住宅局	住宅生産課木造住宅振興室 03-5253-8512
省 CO ₂ 建築物 (ZEB 等)	建築物等の脱炭素化・レジリエンス強化促進事業	地方公共団体、民間等	設計費、工事費、設備費の最大 2/3 ※ CLT を活用した ZEB、Nearly ZEB、ZEB Ready を審査時に優先採択	環境省 地球環境局	地球温暖化対策課地球温暖化対策事業室 03-5521-8355